

菊陽介第1633号

令和2年3月3日

各居宅介護サービス事業所 各位

菊陽町健康保険部介護保険課

モニタリング及びサービス担当者会議等の新型コロナウイルス感染症対策  
のための臨時的取扱いについて（通知）

このことについて下記のとおり取扱いますので通知します。

#### 記

居宅介護支援業務におけるモニタリング及びサービス担当者会議等については、利用者やその家族等と同席のもとで行っているものであるが、新型コロナウイルス感染症の対策のため、臨時的対応として、電話等による代替手段を認めるものとします。

なお、この場合は、他事業所のサービス担当者等と緊密な連携を図り、利用者の状況把握等を確実に行うとともに、講じた代替措置の概要や経緯を詳細に記録しておくことが必要です。

#### 【備考】

この臨時的対応は新型コロナウイルス感染症への対応のためのものであり、今後の状況に応じて終了するものとします。

問合せ先

介護保険課介護保険係

電話 096-232-2508